

令和 8 年度建設業労働災害防止対策実施事項に基づく熱中症防止対策実施事項

1 趣旨

気候変動の影響により年平均気温は上昇傾向にあり、建設業における熱中症による休業 4 日以上の子傷者数も近年増加傾向にある。また、熱中症による死亡者数は、全産業の 3 割を占める状況にある。このような状況の中、令和 7 年には労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）が改正され、事業者に熱中症のおそれがある労働者の早期発見及び重篤化の防止のため、「体制整備」、「手順作成」及び「作業従事者への周知」が義務付けられたところであるが、令和 7 年においてもなお多くの建設作業員が熱中症に罹り患しており、令和 8 年も一層の酷暑が見込まれている。一方、厚生労働省では、熱中症防止対策を検討し、職場における熱中症防止のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を取りまとめ、令和 8 年 3 月 18 日に公表するとともに、19 日、ガイドラインを踏まえた令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を策定したところである。

建設業労働災害防止協会（以下「協会」という。）は、キャンペーンの主唱者の一人として国とも連携して職場における熱中症予防に取り組むとともに、建設業労働災害防止対策実施事項（以下「実施事項」という。）に熱中症予防対策を盛り込み、取組を進めてきたところであるが、令和 8 年度実施事項の「V 協会が推進する重点実施事項」に基づき推進する重点実施事項のうち熱中症防止対策の実施事項を定め、より効果的に本対策を実施していくこととする。

2 実施事項

(1) 労働災害防止に係る各種広報・啓発活動の展開

令和 7 年改正安衛則、ガイドライン、令和 8 年キャンペーン及び高年齢者の労働災害防止のための指針（令和 8 年 2 月 10 日高年齢者の労働災害防止のための指針公示第 1 号。以下「高年齢者災防指針」という。）の内容を踏まえて広報・啓発活動を展開することとし、新たにポスター、のぼり等の用品等を作成して頒布する。

（参考）

○ 本部の取組状況

作業員に訴えかけるポスター及びのぼりを作成中。4 月に頒布開始予定。

(2) リスクアセスメントの確実な実施の促進

リスクアセスメント建設業版マニュアルの普及・定着に当たっては、WBGT 値を把握した上で、リスクを見積もること及び熱中症に係るリスク低減措置についても次の例を参考に、優先順位を付けて取り組むことが重要であることの理解が進むよう周知徹底を図る。

ア 暑熱作業の廃止・変更等、計画の段階から熱中症の原因を除去し、又は低減する措置

イ 直射日光を遮る簡易な屋根、送風機の設置等の工学的対策

ウ 暑熱順化の実施、暑熱作業への連続的従事時間の短縮、基礎疾患の有無等作業者の健康状態に応じた配置等管理的対策

エ 電動ファン付き作業服、冷却ベスト、ネッククーラー等個人用装備の使用

(3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入促進

建設事業場から提出されるコスモス認定申請を審査する際には、熱中症予防対策を盛り込んだシステムとなっていることを確認し、必要に応じて指導する。

(4) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

令和8年度実施事項のV4.(7)の熱中症予防対策は、上記(1)の令和7年改正安衛則、ガイドライン等の内容を踏まえつつ、周知徹底を図る。

(5) 安全衛生教育の推進

本部が実施する建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座は、上記(1)の令和7年改正安衛則、ガイドライン等の内容を踏まえて、教材用図書等とともに、必要に応じて内容を見直した上で実施する。

(参考)

○ 本部の取組

ガイドラインを説明する。

なお、本熱中症予防指導員・管理者研修に関係法令(15分)を追加する等熱中症防止対策に係る教育実施要領の改正を行う予定。テキストは、改訂作業を進める。また、ガイドラインに示された「職長等現場で作業従事者を指揮する者向け教育」に使用する教材を新規に作成する。

支部が実施する熱中症予防対策等に係る教育についても同様に必要に応じて内容を見直した上で実施する。

(参考)

○ 支部の取組(要検討事項)

本部からの通知を受けて、改正された実施要領に基づき研修等を実施する。また、テキスト改訂までは、研修等において、適宜、補足資料等を使用してガイドライン等の内容を説明する。

(6) 高年齢作業者の労働災害防止対策の推進

高年齢者災防指針の第2の2(1)「身体機能の低下を補う設備・装置の導入」に暑熱な環境への対応が特記されている(涼しい休憩場所の整備等、通気性の良い服装、ウェアラブルデバイス等の利用)ことに留意しつつ、具体的に取り組むべき熱中症防止対策の周知を図る。

(参考)

令和8年3月3日付け8建災防技発第102号「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について(依頼)をもって本部より支部宛て周知を依頼済。

(7) 第63回全国建設業労働災害防止大会

標記大会において熱中症予防対策への取組を発表してもらい、効果的な安全衛生対策のノウハウの共有を図る。

(8) 協会が主唱する各種運動

令和8年度実施事項V10に示した3つの運動のほか、令和8年キャンペーンについても主唱者として積極的な周知啓発、指導援助等に取り組む。

なお、令和9年3月を中心とした熱中症防止のための早期の集中広報の取組を検討する。

(9) 安全衛生活動に対する指導・支援等の推進

ア 安全・衛生管理士による技術指導・支援活動の推進

春季から夏季にかけての現場指導、集団指導等の際には、上記(1)の令和7年改正安衛則、ガイドライン等の内容を踏まえた熱中症防止対策に重点を置くものとする。

イ 安全指導者による指導、支援活動の推進

安全指導者による指導等も上記アに準ずるものとする。

ウ 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進

標記の国庫補助事業における集団指導、現場パトロール、店社等に対する個別支援等の活動においては、上記(1)の令和7年改正安衛則、ガイドライン等の内容を踏まえた熱中症防止対策を盛り込むものとする。

(参考)

- 本部の取組状況
熱中症ビデオ及び小冊子を改訂予定。

エ 自然災害に係る復旧・復興工事における安全衛生対策の推進

標記の国庫補助事業における現場指導、安全衛生教育、安全衛生講話、安全衛生相談及び広報についても上記ウに準ずるものとする。

(参考)

- 1 本部の取組状況
 - (1) 熱中症予防のための広報への集中的な取組
令和8年3月を中心に実施中。
 - (2) 安全衛生教育資料の新規作成
 - ア 作業員向け
ワンポイント安全衛生教育用教材「あなたが守る安全衛生ポイント」(熱中症対策編)を作成し、支部宛てに送付済(電子媒体は3月10日送付済)。
 - イ 管理監督者向け
別冊安全衛生の手引(熱中症対策編)を作成し、支部宛てに送付済(電子媒体は3月10日送付済)。
- 2 支部の取組
 - (1) 熱中症予防のための広報への集中的な取組
令和8年3月を中心に実施中。
 - (2) 新規安全衛生教育資料の活用
本部からの送付を受けて、安全衛生教育等において、上記1(2)のテキストを活用する。

(10) 労働災害防止のための ICT 活用データベースの充実

IoT を活用等した熱中症予防対策事例の ICT データベースへの登録を促進し、その充実を図るとともに、積極的な周知広報に努める。

(以上)